

無所属刷新の会・大分県視察レポート

平成 19 年 6 月 14 日(木)～15 日(金)

「大分県 森林環境税について」

大分県では平成 18 年 4 月より森林環境税が導入された。当初は県民合意の形成にあたり、県民総参加の森林づくり県民会議の設置を平成 14 年 10 月からスタートさせたのがきっかけである。

導入の目的としては、現在及び将来の県民が享受する県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境を保全し、及び森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための施策に要する経費の財源を確保するとされている。

実施時期及び期間は平成 18 年度から平成 22 年度までの五カ年。税制は県民税均等割超過税方式で県民税均等割額に加算されるようになっております。

税率は個人で年間 500 円、法人で均等割額の 5 %相当額という事で 1,000 円から 40,000 円で、税収見込みは平成 18 年度実績が 2 億 3,500 万円、平成 19 年度が 3 億 1 千万円となっている。

税収の用途は主に県民意識の醸成や環境を守り災害を防ぐ森林づくり、持続的経営が可能な森林づくり、子供たちに森林体験をさせる遊び学ぶ森林づくりなどに使われているとの事。

特徴的なのは、森林環境税の必要性を積極的に県民に伝えるためにフォーラムであるとか、C Wニコル氏をゲストにお招きしての森林づくりシンポジウムや、森林環境税制懇話会での検討がされた後、森林環境税制懇話会より報告書が提出されたが、その後も、さらに県民との意見交換会や経済団体への事前説明会などに知事が積極的に参加され、パブリックコメントを経て、森林環境税導入の必要性を県民にお伝えし、ご理解をいただく努力をしたそうである。

そうした熱心な説明や対話などのかいもあって、意見交換会や県庁ホームページ、シンポジウム会場、豊かな国の森づくり大会などで集計した平成 16 年 5 月から平成 17 年 1 月末のデータでは、税導入に対して賛成 48.5%、やむを得ない 33.8%と 82.3%の県民の方が環境税導入にご理解をいただき、反対はわずか 7.5%だったそうである。

その結果、議会でも全会一致でこの森林環境税は可決成立したそうである。また、導入後の県民の反応や反響については、森林づくり活動などに協力して

いただける公募による NPO 等ボランティア参加団体は平成 18 年度の 40 団体から平成 19 年度は 80 団体に倍増し、ボランティアの参加者数も 7,900 名から平成 19 年度 9,300 名に増加をしており、県民の環境への意識の向上に関して大きな成果があがっている。

ただし、議会側として当初期待をしていた荒廃人工林緊急整備事業などの推進により、森林業の発展や営む方々の後継者問題の解決にあたっての効果については、期待はずれであって、森林環境税の使い方に関しては、まだまだ課題があるようである。

多少の課題があるものの、大分県では県民の森林環境を保全し、森林をすべての県民で守り育てる意識は着実に向上しており、地球環境が昨今の温暖化など危機に瀕している現状を考えると、我が埼玉県もやはり今後の環境税導入は必要であろうと考える。

しかしながら本県では、まだまだ報道によると平成 17 年の世論調査で、反対が 47%で賛成の 34%を上回っており、県民の皆様のご理解を十分いただいているとはいえない。

このような事情もあり、上田知事は今任期での環境税の導入は断念されているが、今後環境税導入への意欲があるのであれば、県民へご理解をいただくために担当部局のさらなる努力と、知事にも積極的に県民との対話の機会を増やし、ご理解をいただく活動を行っていただくべきであろう。そして、環境税導入に対する県民への理解を高め、大分県並とはいかないまでも多くのご理解を県民からいただいた段階において、環境税導入を議会に提案していくべきだと考える。

「大分県小売事業者等によるまちづくりの推進に関する条例」 の制定までの経緯と、内容等について

「大分県小売事業者等によるまちづくりの推進に関する条例」通称「商店街加入促進条例」の大分県での調査結果を報告する。

各地域の商工団体などは、地域経済の活性化を図るため、また、地域防犯やボランティアさらには地域の伝統文化を守るためにまちづくりの中心的役割を積極的に果たしている。

しかしながら、商工団体に加入しないあるいは加入してもすぐに脱退するなど、特にコンビニエンスストアやスーパーなどは本部からの経費削減などの意向によってその傾向が出てきており、商工団体等がその機能を果たす事が困難になりつつあるとの悲鳴にも近い声が、大分県商店街振興組合連合会の意見交換会で要望があり、平成18年7月に大分県議会にも伝わった。

ただ、地域で金儲けだけして、地域のボランティアや活動に参加せず、応分の負担もしないという事は、地元経済の発展やまちづくり、地域の安心安全の向上という観点からも問題があるとの判断から、当初は、議会として執行部側の大分県商工労働部に「商店街の加入を促進」する条例を求めたが、自由な経済活動を阻害するような規制は難しいとの事から、難色を示された。

そこで、「大分県小売事業者等によるまちづくりの推進に関する条例」（案）を自由民主党大分県連が同年9月に作成し、県民にパブリックコメントを求めた後、大分県で初めての議員提出議案が12月の定例会で提案され、本会議で可決・成立し、平成19年4月から施行されている。

議員提案の条例なので、今のところ罰則規定はなく、小売事業者等の方々にまちづくり活動や商工団体等への加入と応分の負担の協力を求める努力規定の全4条からなるシンプルな条例である。

しかし、商店街などが厳しい状況におかれる一方で、どこの自治体も厳しい財政状況の中で行政からの要請で、まちづくりや防犯などのボランティアの負担などが増えている中で、この条例が出来た意義は大変大きいと考える。

また、条例が施行されて間もないが、執行部側の大分県商工労働部も条例が出来た事をうけて、この4条からなる条例の本文そのものと、条例の意義を簡単にまとめたチラシを作成し、各商工団体等に提供するようになった。

ある団体では、そのチラシを持って商工団体等の方々が団体への加入や応分の負担とまちづくり活動への参加を呼びかけて成果が少しずつ出始めているとの事である。

コンビニエンスストアやスーパーの店長さんなども逆に、今までは地域のために個人的には加入や応分の負担などを何とかしてあげたいという気持ちがあ

ったとしても、本部の命令で加入や応分の負担などが出来なかったものが、条例が制定された事によって本部に掛け合う事が出来るようになってきている。

また、大手のコンビニエンスストアであるローソンが条例制定を受けて、どこまでの協力かはまだ確定していないが、まちづくりに対して包括的に協力をしていただけると名乗り上げた。

施行後わずか数ヶ月しか経過していないが、全国的に大きな波紋を呼び、地元の商工団体には歓迎されているようである。

提案された議員さんは、今後この条例制定後の成果が薄いようであれば、さらなる議員提案で罰則規定を入れることも不可能ではない事から、そうした検討も視野に入れている。

今回議員提案で条例が制定した事により思わぬ効果として、執行部も場合によっては、議員の提案に対して前向きな対応をしない場合は、議員提案によって事が進む事もあるので、議員からの提案を軽くみないようになったそうである。

いずれにしても、県民参加のまちづくりを商工団体等に今後もお願いしなければならなくなる場面が多くなり、商店街の衰退に歯止めをかける意味からも、この「大分県小売事業者等によるまちづくりの推進に関する条例」、通称「商店街加入促進条例」のような条例を埼玉県もつくるべきであろうと考える。

埼玉県でも今のところ執行部側は条例制定に慎重な姿勢を見せているので、他に変わるシステムや対応が不十分だった場合には、議員提案も必要なのではないかと考える。

参考

大分県小売事業者等によるまちづくりの推進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、小売事業者等の行う経済活動等が地域社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、小売事業者等が地域におけるまちづくりの活動に積極的に参加し、協力する機運を高め、もって地域の健全な発展と県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 まちづくり 県民がそれぞれ生活している地域について、県民、小売事業者等及び商工団体等が自発的に、単独で又は協力して、経済活動、地域貢献活動その他の活動を通じて、当該地域の商店街等の活性化を図ること等により、当該地域を快適で魅力あるものとしていくことをいう。

二 小売事業者等 地域において商工関係事業を営む者及び小売商業施設を設置する者をいう。

三 商工団体等 商工会議所、商工会、商店街振興組合等の法人格を有する商工団体及び商店会等の法人格を有しない商工団体をいう。

(小売事業者等の協力)

第三条 小売事業者等は、経済活動その他の活動を通じて地域の活性化に果たす役割の重要性を認識し、自らまちづくりの推進に努めるとともに、商工団体等が実施するまちづくりの活動に積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。

2 小売事業者等は、地域経済の活性化を図るため、当該地域のまちづくりの活動に中心的な役割を担う商工団体等への加入等により、相互に協力するよう努めるものとする。

3 小売事業者等は、商工団体等がまちづくりの活動を実施するときは、応分

の負担をすること等により、当該活動に協力するよう努めるものとする。

(県の役割)

第四条 県は、まちづくりの活動が円滑に推進されるよう、市町村と連携して、当該活動に対し積極的に協力するよう努めるものとする。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。